

第3号議案

会長の解職及び理事の解任について

【決議事項】

小島弘明現会長（理事）について、当会定款第23条の2第1項及び第27条の規定に基づき会長の解職及び理事の解任を議決する。

【提案理由】

小島弘明現会長（理事）は、就任後の短期間においても、重大なハラスメント行為を繰り返して行いました。

以前の調査においても理事・部員・事務局職員などから60件を超えるハラスメントの報告が寄せられております。

これらの報告を重く受け止めた理事会では、当該事案に関する調査の進行及び被害者保護の観点から、顧問弁護士の立会いのもと、当該理事に対し正式に停職を通達いたしました（現在も停職中）。

しかしながら、会長という公益社団法人の代表者の立場にありながら、重大なハラスメント行為を就任後も繰り返したことは、組織の信頼性及び社会的信用を著しく損なうものであり、公益性を根幹とする本会の存立基盤を揺るがす事態であると判断いたしました。

このため、理事会において慎重に審議を重ねた結果、小島弘明氏に対する「会長の解職」及び「理事の解任」を臨時総会に付議することを、出席理事全員の賛成により全会一致で可決いたしました。

つきましては、本総会において、会員の皆様のご賛同を仰ぎたく、本議案を提出いたします。